

建設工事等からの暴力団等の排除対策の強化について

1 概要

三豊市が発注する建設工事（建設工事、建設工事に係る設計・調査及び測量の委託業務等）及び物品の買入れ等の契約等からの暴力団等の排除対策を一層強化し、建設工事等の契約の適正な履行と建設工事等に対する市民の信頼の確保を図るため、香川県警察本部との暴力団等の排除に関する協定書の締結並びに不当要求行為排除対策要綱及び指名停止等措置要領の改正を行いました。

この協定の締結により、「契約等の相手方やこれに関与する者が、暴力団やその関係者に該当するか否か」について、県警本部に対して照会し、回答を得る仕組みが整い、その該当確認をもって指名停止等の措置を講じることができるようになりました。

2 これまでの暴力団等の排除の取組

- (1) 入札参加資格者名簿登載者に対する指名停止（三豊市建設工事指名停止等措置要領）
 - ・名簿登載者が暴力的不法行為者に該当するとき等は、一定期間指名停止
- (2) 暴力団等による不当要求行為を受けた場合の市への報告及び所轄警察署への届出等の義務付け（三豊市発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱）
 - ・市発注の建設工事及び建設工事に係る委託業務において受注者が暴力団等による不当要求行為を受けた場合、発注者である市への報告及び所轄警察署への届出等を義務付け
 - ・報告・届出義務に違反した場合は、一定期間指名停止

3 暴力団等の排除対策の強化

- (1) 香川県警察本部との協定の締結（平成23年2月22日締結）
 - ・三豊市をはじめ県内8市と警察本部刑事部長が、相互協力のための協定（※）を締結しました。
 - ※ 県内八市の発注による建設工事等及び県内八市による市有財産の売払いの契約、指定管理者の指定等からの暴力団等の排除に関する協定書
- (2) 三豊市発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱の改正（平成23年2月15日施行）
 - ・不当要求行為排除対策要綱の対照契約を市発注の建設工事及び建設工事に係る委託業務から建設工事（建設工事、建設工事に係る設計・調査及び測量の委託業務等）及び物品の買入れ等の契約（物品の買入れ並びに借入れ及び製造並びに役務の提供その他の契約）に拡大しました。
- (3) 三豊市建設工事指名停止等措置要領（平成22年4月1日施行）・三豊市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成23年2月15日施行）の改正
 - ・入札参加資格者名簿登載者に対する指名停止の措置要件について、追加・拡充しました。

☆指名停止等措置要領の措置要件

- ・有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき
- ・業務に関し、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき
- ・暴力団又は暴力団関係者に対し、財産上の利益、便宜を与えたと認められるとき
- ・暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき
- ・暴力団又は暴力団関係者と知りながら、これを利用したと認められるとき

☆不当要求行為排除対策要綱の対象契約の拡大

- ・三豊市発注による建設工事等（建設工事及び物品の買入れ等の契約）
- ・市有財産の売払いの契約
- ・市指定管理者の指定等